

第13回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午後3時

開催
場所

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

決議
事項

目次

| | | |
|----------|-------|------|
| 招集ご通知 | …………… | P 1 |
| 株主総会参考書類 | …………… | P 5 |
| 事業報告 | …………… | P 27 |
| 連結計算書類 | …………… | P 53 |
| 計算書類 | …………… | P 55 |
| 監査報告 | …………… | P 57 |

ご来場について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お土産について

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード3676
(発信日) 2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社デジタルハーツホールディングス
代表取締役社長 筑 紫 敏 矢

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第13回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.digitalhearts-hd.com/ir/library/meeting/>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デジタルハーツホールディングス」または「コード」に証券コード「3676」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2026年6月24日（水曜日）午後6時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1.日 時 2026年6月25日(木曜日)午後3時
- 2.場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b
- 3.目的事項
報告事項
- 1.第13期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第13期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項は、法令及び定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 本株主総会では書面交付請求の有無にかかわらず、株主様には電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会に関する「決議ご通知」及び「株主通信」につきましては、書面の郵送に代えて、当社ウェブサイト(<https://www.digitalhearts-hd.com/>)に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日（木曜日）
午後3時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

見本

ログイン用QRコード

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

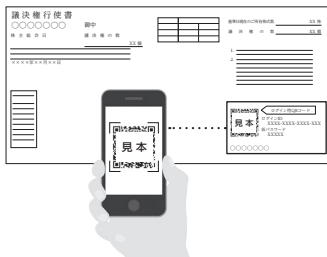
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

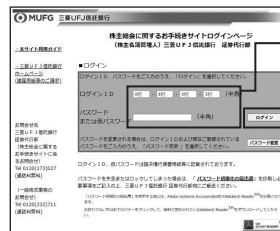


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、取締役会から取締役への権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- ② 業務執行取締役等でない取締役として適切な人材を確保するとともに、当該取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約の対象となる取締役を業務執行取締役等でない取締役に変更するものであります。なお、本定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 当社の事業成長、新規事業創出及び企業価値の向上を目的として、外部企業への出資・投資を行う体制を整備し、これらの出資・投資を通じた事業シナジーの創出並びに中長期的な投資収益の獲得を図るため、当社の事業目的に投資関連業務を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目的) | (目的) |
| 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、 <u>ならびに次の事業を営むことを目的とする。</u> |
| 1. ~12. (条文省略) (新設) | 1. ~12. (現行どおり) |
| 13. その他商業全般 | 13. <u>新規事業創出、事業成長および中長期的な企業価値の向上を目的とした、他の会社への出資、投資およびその管理</u> |
| 14. 上記各号に附帯する一切の業務 | 14. その他商業全般 |
| | 15. 上記各号に附帯する一切の業務 |
| 第3条~第4条 (条文省略) | 第3条~第4条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人） 第8条（条文省略） 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p> <p>第9条～第10条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（条文省略）</p> <p>（取締役の員数） 第18条（条文省略） （新設）</p> <p>（取締役の選任および解任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.（条文省略） 3.（条文省略） 4.（条文省略） （新設）</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人） 第8条（現行どおり） 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>第9条～第10条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p>（取締役の員数） 第18条（現行どおり） 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任および解任） 第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2.（現行どおり） 3.（現行どおり） 4.（現行どおり） 5. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付役員)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役または執行役員の中から、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役および役付役員)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)または執行役員の中から、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第22条 (条文省略)</p> | <p>第22条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>が記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」と総称する。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当会社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」と総称する。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第31条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | (削除) |
| <p>第6章 会計監査人</p> | <p>第6章 会計監査人</p> |
| <p>第41条～第43条（条文省略）</p> | <p>第37条～第39条（現行どおり）</p> |
| <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> | <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> |
| <p>第45条（条文省略）</p> | <p>第41条（現行どおり）</p> |
| <p>第7章 計算</p> | <p>第7章 計算</p> |
| <p>第46条～第49条（条文省略）</p> | <p>第42条～第45条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|--|
| (新設) | <p data-bbox="1029 160 1082 182">附則</p> <p data-bbox="783 213 1185 235">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="790 238 1348 394">2026年6月開催の第13回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第1項の定めるところによる。</p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---------------------------------|--|----------------|
| 1 | 再任 筑紫敏矢 (1965年6月23日生) | 1989年4月 昭和シェル石油株式会社(現 出光興産株式会社)入社 1995年9月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社 (現 日本アイ・ピー・エム株式会社)入社 1999年7月 ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コンシューマ ー・ファイナンス株式会社(現 新生フィナンシャル 株式会社)入社 2005年12月 同社 執行役員 2006年9月 株式会社ニッセンホールディングス 執行役員事業 開発グループ長 2008年3月 同社 取締役執行役員財務企画室長 2009年6月 同社 取締役執行役員CFO 2017年6月 当社 執行役員CFO 2017年10月 株式会社デジタルハーツ 取締役管理本部長 2018年6月 当社 取締役CFO 2020年3月 株式会社フレ임ハーツ 代表取締役社長(現任) 2021年3月 Metaps Entertainment Limited (現 DIGITAL HEARTS CROSS Marketing and Solutions Limited) Director 2021年4月 株式会社デジタルハーツ 取締役グローバル統括 2021年6月 当社 取締役副社長CFO 2022年4月 株式会社デジタルハーツ 代表取締役社長(現任) 2022年4月 株式会社AGEST 取締役 2023年4月 当社 取締役副社長COO 2024年4月 当社 代表取締役社長CEO(現任) | 23,399株 |
| [選任理由] 筑紫敏矢氏は2018年6月より取締役としてグループ全体の経営管理及び国内外におけるM&Aを推進し、2021年6月からは取締役副社長として、2024年4月からは代表取締役社長として当社グループの経営を担ってきております。また、同氏は経営に関する知見、経験を有しており、引き続き当社グループ経営を牽引し、当社の企業価値向上に資することを期待できるためであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|--|----------------|
| 2 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>みや ざわ えい いち</small> 宮澤 栄一 (1972年7月19日生) | 2001年4月 株式会社デジタルハーツ 設立 代表取締役社長 2006年5月 同社 代表取締役社長兼CEO 2010年4月 同社 代表取締役社長CEO 2013年10月 当社 代表取締役社長CEO 2017年6月 当社 取締役会長 2024年4月 当社 代表取締役会長 (現任) | 9,425,633株 |
| [選任理由] 宮澤栄一氏は創業者であり、創業より当社グループの経営を牽引してきたとともに、経営に関して豊富な経験、実績、知見を有しており、今後も当社の企業価値向上に資することを期待できるためであります。 | | | |
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;">独立</div> <small>やなぎ や たかし</small> 柳谷 孝 (1951年11月13日生) | 2001年10月 野村證券株式会社 常務取締役 2002年4月 同社 代表取締役専務取締役 2003年6月 同社 代表執行役専務執行役 2006年4月 同社 代表執行役執行役副社長 2008年4月 同社 執行役副会長 2008年10月 同社 執行役員副会長 2012年4月 同社 常任顧問 2012年8月 同社 顧問 2013年3月 同社 退任 2013年6月 株式会社アルファシステムズ 社外取締役 2014年6月 当社 社外取締役 (現任) 2015年6月 昭和産業株式会社 社外取締役 2016年5月 学校法人明治大学 理事長 (現任) 2016年5月 学校法人中野学園 理事長 (現任) | 10,000株 |
| [選任理由及び期待される役割の概要] 柳谷孝氏は会社経営者としての豊富な経験から、引き続き当社の取締役会に対して有益な助言等をいただくとともに、客観的立場で当社の経営を監督いただくことを期待できるためであります。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|--|----------------|
| 4 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> む れ い え み こ 牟 禮 恵 美 子 (1969年1月11日生) | 1992年4月 中央新光監査法人入所 1995年3月 公認会計士登録(2005年5月まで) 2006年2月 公認会計士再登録(現在に至る) 牟禮公認会計士事務所所長(現任) 2007年4月 兵庫県立大学大学院会計研究科特任准教授 2009年4月 同大学大学院会計研究科准教授 2012年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授 2015年6月 株式会社関西スーパーマーケット(現 株式会社関西フードマーケット) 社外取締役(監査等委員) 2022年6月 当社 社外取締役(現任) 2023年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授(現任) 2025年6月 株式会社あらた社外取締役(監査等委員)(現任) | 一株 |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>牟禮恵美子氏は公認会計士及び大学教員としての豊富な経験を有しており、当社の取締役会に対してサステナビリティ、並びに財務及び会計に関する助言等をいただくとともに、客観的立場で当社の経営を監督等いただくことを期待できるためであります。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は公認会計士として企業会計に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|--|----------------|
| 5 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <small>ちか さわ りょう</small> 近 澤 諒 (1984年5月16日生) | 2008年9月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所外国法共同事業)入所 2019年1月 同事務所パートナー弁護士(現任) 2022年6月 当社 社外取締役(現任) | 一株 |
| | [選任理由及び期待される役割の概要] 近澤諒氏は弁護士の資格を有しており、当社の取締役会に対してコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する助言等をいただくとともに、客観的立場で当社の経営を監督等いただくことを期待できるためであります。また、同氏が選任された場合には、指名報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士としてグローバル企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社は、近澤諒氏が所属する法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は同法律事務所の売上高及び当社連結売上高の各1%未満であります。
2. 柳谷孝氏、牟禮恵美子氏及び近澤諒氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柳谷孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。牟禮恵美子氏及び近澤諒氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は柳谷孝氏、牟禮恵美子氏及び近澤諒氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の41頁に記載のとおりです。各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各取締役候補者が当社の取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、本議案に係る取締役の任期中に、同内容での更新を予定しております。
6. 柳谷孝氏及び牟禮恵美子氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、近澤諒氏の再任が承認された場合には、同氏が所属する法律事務所の内規に基づき、東京証券取引所に独立役員としての届け出は行わない予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|---|----------------|
| 1 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> だ て まさ ひで 伊 達 将 英 (1971年10月20日生) | 1996年9月 海文堂出版株式会社 入社 2002年4月 株式会社デジタルハーツ 入社 2003年4月 同社 管理部経理課長 2005年7月 同社 常勤監査役 2013年10月 当社 常勤監査役(現任) | 24,000株 |
| | [選任理由] 伊達将英氏は長年にわたり株式会社デジタルハーツ及び当社の常勤監査役として監査業務を担ってきており、その職務を通じて培われた知見を、監査等委員会設置会社移行後においても活かすことで、監査等委員である取締役として、業務執行に対する監督・監査の実効性の確保に寄与することが期待できるためであります。 | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所 有 す る 当社株式の数 |
|---|--|---|-------------------|
| 2 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> <small>あか つ え み こ</small> 赤 津 恵 美 子 (1963年10月7日生) | 1986年4月 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセコーポレーション） 入社 1988年10月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 入社 1996年1月 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社（現 新生フィナンシャル株式会社） 入社 2002年6月 同社人材組織開発・採用部門ディレクター 2005年6月 同社研修部門ディレクター 2008年2月 ノバルティスファーマ株式会社 入社 同社ダイバーシティ&インクルージョン室長 2011年5月 日本オラクル株式会社 入社 同社人材組織開発部シニアディレクター 2016年1月 同社執行役員・理事 社員エンゲージメント室長 2018年3月 武田薬品工業株式会社 入社 同社グローバルHR 人材組織開発（日本）ヘッド 2021年2月 株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長（現任） 2022年6月 株式会社エイジス社外取締役（現任） 2025年6月 当社 社外監査役（現任） | 一株 |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要]</p> <p>赤津恵美子氏は長きにわたり複数の日系・外資系企業において人材・組織開発分野を中心とした実務経験を有し、専門的な知識・経験と高い見識を有しております。2025年6月より当社の社外監査役として、客観的かつ専門的見地から助言及び適切な監査を行っていただいております。監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員である社外取締役として、当社の監査及び経営監督の実効性向上に寄与することが期待できるためであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|--|--|----------------|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> ほりぐちいくよ 堀口育代 (現姓：山田) (1964年5月16日生) | 1987年4月 株式会社リクルート 入社 1995年8月 ぴあ株式会社 入社 1997年6月 株式会社ベネッセコーポレーション 入社 2007年4月 同社 執行役員MD&M(通販) 事業本部長 2008年9月 同社 執行役員W&F(Women&Family) 事業本部長 2013年3月 ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社) 入社 2014年5月 クックパッド株式会社 執行役 2017年3月 株式会社オウチーノ(現 株式会社くふう住まい) 代表取締役社長 2018年10月 株式会社くふうカンパニー 代表取締役 2019年7月 株式会社くらしにくふう(現 株式会社くふうカンパニー) 代表取締役 2020年10月 株式会社エニマリ(現 株式会社くふうウェディング) 代表取締役 2021年10月 株式会社くふうカンパニー 執行役 株式会社ロコガイド(現 株式会社くふうカンパニー) 代表取締役 2022年3月 株式会社千趣会 社外取締役 2023年6月 株式会社しずおかオンライン(現 株式会社くふうしずおか) 代表取締役(現任) | 一株 |
| [選任理由及び期待される役割の概要] 堀口育代氏は、IT・メディア・生活関連サービスなど多様な領域において事業立ち上げ、事業責任者、経営者としての豊富な経験があり、経営全般に関する幅広い知識・経験と高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会に対して有益な助言等をいただくとともに、当社の監査及び経営監督の実効性向上に寄与することが期待できるためであります。 | | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤津恵美子氏及び堀口育代氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 堀口育代氏の戸籍上の氏名は、山田育代であります。
4. 赤津恵美子氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は赤津恵美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役として法令が定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、各候補者との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の41頁に記載のとおりです。伊達将英氏及び赤津恵美子氏は当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の監査等委員である取締役就任した場合、全ての候補者が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 赤津恵美子氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の監査等委員である取締役の就任が承認された場合には引き続き独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
8. 堀口育代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の監査等委員である取締役の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】取締役候補者のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

| 氏名 | 地位 | 年齢 | 性別 | 在任年数 | 専門性・経験 | | | | | |
|-------|------------------|----|----|------|---------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------------------|---------------|
| | | | | | 企業経営 グローバル | 財務 会計 M&A | 法務 リスク管理 | ESG サステナビリティ | IT (品質・DX セキュリティ) | 営業 マーケティング |
| 筑紫敏矢 | 代表取締役社長 | 61 | 男性 | 8 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 宮澤栄一 | 代表取締役会長 | 53 | 男性 | 13 | ● | | | ● | ● | ● |
| 柳谷孝 | 社外取締役 | 74 | 男性 | 12 | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 牟禮恵美子 | 社外取締役 | 57 | 女性 | 4 | | ● | | ● | | |
| 近澤諒 | 社外取締役 | 42 | 男性 | 4 | ● | ● | ● | ● | | |
| 伊達将英 | 取締役 (監査等委員) | 54 | 男性 | - | | ● | ● | | | |
| 赤津恵美子 | 社外取締役 (監査等委員) | 62 | 女性 | - | ● | ● | | ● | | |
| 堀口育代 | 社外取締役 (監査等委員) | 62 | 女性 | - | ● | ● | | | | ● |

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|----------------|
| <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> む れい え み こ 牟 禮 恵 美 子 (1969年1月11日生) | 1992年4月 中央新光監査法人入所 1995年3月 公認会計士登録(2005年5月まで) 2006年2月 公認会計士再登録(現在に至る) 牟禮公認会計士事務所所長(現任) 2007年4月 兵庫県立大学大学院会計研究科特任准教授 2009年4月 同大学大学院会計研究科准教授 2012年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科准教授 2015年6月 株式会社関西スーパーマーケット(現株式会社関西フードマーケット)社外取締役(監査等委員) 2022年6月 当社社外取締役(現任) 2023年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授(現任) 2025年6月 株式会社あらた社外取締役(監査等委員)(現任) | 一 株 |
| <p>[選任理由及び期待される役割の概要] 牟禮恵美子氏は公認会計士及び大学教員としての豊富な経験を有しており、当社の取締役会に対してサステナビリティ、並びに財務及び会計に関する助言等をいただくとともに、客観的立場で当社の経営を監督等いただくことを期待できるためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は公認会計士として企業会計に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> | | |

- (注) 1. 牟禮恵美子氏は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
2. 牟禮恵美子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 牟禮恵美子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 牟禮恵美子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 牟禮恵美子氏の監査等委員である取締役に就任後も、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約、役員等賠償責任保険については、41頁記載の契約、保険を継続・維持する予定です。

6. 牟禮恵美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役就任した場合には、引き続き当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第3回定時株主総会において、年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議することといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しているとともに、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬等は、2016年6月29日開催の第3回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議されておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4,000万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議により定めるものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定していることから、その内容は相当であると考えております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2021年6月24日開催の第8回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、当該制度に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額を年額2億6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）としてご承認をいただき、今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額を年額2億6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする内容のご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定しているとともに、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は2名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年26万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を

- 喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 - (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
 - (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 - (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

■経営成績（連結）に関する分析

| | 2025年3月期 (千円) | 2026年3月期 (千円) | 増減率 (%) |
|-----------------|------------------|------------------|------------|
| 売上高 | 39,748,901 | 38,928,746 | △2.1 |
| 営業利益 | 2,430,067 | 2,626,166 | 8.1 |
| 経常利益 | 2,278,445 | 2,582,767 | 13.4 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 629,464 | 1,181,667 | 87.7 |

当社は、エンターテインメントコンテンツ向けにサービスを提供するDHグループ事業及びエンタープライズシステム向けにサービスを提供するAGESTグループ事業の2つの事業を展開しております。この2つの事業は、それぞれ全く異なるビジネスモデルや専門性を有していることから、両事業それぞれ専門性に特化した独自の成長戦略を推進しております。

DHグループ事業においては、不具合のない高品質なゲームタイトルを、多様なデバイス、様々な国・地域で同時発売するために必要なデバッグやローカライズに対するニーズが増加しております。そのため当社では、創業事業であるデバッグにおいて、独自の品質メソッドである“DHQ (Digital Hearts Quality)”を推進することでサービスの付加価値向上を図るとともに、翻訳・LQA (Linguistic Quality Assurance) や多言語音声収録、マーケティング支援といったローカライズに関するソリューションを強化・拡充することで“エンターテインメント業界のグローバル・クオリティ・パートナー”として世界市場で戦える企業へと成長することを目指しています。

また、AGESTグループ事業においては、ソフトウェアの不具合が顧客企業に与える経済的損失や企業ブランドの毀損といった影響が年々大きくなっていることから、従来以上に“品質”に対する重要性が高まっている一方、国内におけるIT人材不足は深刻化しています。このような状況のもと、当社では、開発の上流工程から品質を支える“シフトレフト”をはじめとする付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、AIや自動化ツールを積極活用することで、テストの精度向上及び効率化を推進するなど、テスト専門企業ならではのソリューションを強化することで、“エンタープライズシステムの「品質」を先端技術で支えるAI時代のAIテスト企業”への進化を目指しています。

当連結会計年度においては、DHグループ事業の国内デバッグがNintendo Switch 2の発売等を追い風に2桁増収を達成するなど、当社グループ全体の業績をけん引いたしました。一方、AGESTグループ事業は、主力のシステムテストは引き続き増収を達成したものの、受託開発がAIの普及拡大等を背景に縮小するとともに、セキュリティ監視においても、一部ベンダーのエンドポイントセキュリティ端末の商材値上げの影響等を受け一時的に縮小いたしました。

また、当社では、両事業の成長ポテンシャルを最大化することを目的に、2023年5月よりAGESTグループ事業の中核子会社である株式会社AGESTの株式分配型スピンオフ及び上場（以下「スピンオフ上場」という。）の準備を進めてまいりましたが、AIの普及拡大等を背景に株式市場の不透明感が高まったことを受け、この度スピンオフ上場方針を取り下げるなど、戦略的な方針転換を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、国内デバッグは大きく伸長した一方、2024年12月に売却した子会社の連結除外の影響や、AGESTグループ事業の減収により、38,928,746千円（前期比2.1%減）となりました。一方利益面では、収益性の高い国内デバッグの増収等により営業利益は2,626,166千円（前期比8.1%増）、経常利益は2,582,767千円（前期比13.4%増）と増益を達成いたしました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の縮小等の影響もあり、1,181,667千円（前期比87.7%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

| | 2025年3月期 (千円) | 2026年3月期 (千円) | 増減率 (%) |
|-------------|------------------|------------------|------------|
| 売上高 | 39,748,901 | 38,928,746 | △2.1 |
| DHグループ事業 | 23,906,371 | 23,130,981 | △3.2 |
| AGESTグループ事業 | 16,158,981 | 15,994,761 | △1.0 |
| 調整額 | △316,451 | △196,996 | — |
| 営業利益 | 2,430,067 | 2,626,166 | 8.1 |
| DHグループ事業 | 1,941,426 | 2,245,556 | 15.7 |
| AGESTグループ事業 | 488,641 | 380,609 | △22.1 |

なお、各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて記載しており、セグメント利益は営業利益となっております。

(1) DHグループ事業

当セグメントでは、主に、コンソールゲームやモバイルゲーム等の不具合を検出する国内デバッグサービスのほか、ゲームの翻訳・LQA (Linguistic Quality Assurance)、マーケティング支援、ゲーム開発支援、カスタマーサポート等を行うグローバル及びその他のサービスを提供しております。

当連結会計年度の国内デバッグサービスでは、Nintendo Switch 2の発売を機とする旺盛な需要を背景に、豊富な新型ハード専用テスト機材等を強みとした積極的な営業活動を展開するとともに、拠点間の垣根を越えたリソース共有等、顧客ニーズに合わせた柔軟かつ機動的なオペレーションを全社一丸となって推進することで着実に新規案件を獲得し、2桁増収を達成いたしました。

一方、成長ドライバーと位置付けるグローバル及びその他のサービスでは、独自のゲーム特化型AI翻訳エンジン“ella”を活用したソリューションの本格展開等により翻訳・LQAが伸長するとともに、ゲーム開発支援においても新規案件の稼働が高水準で推移したほか、2025年11月に連結子会社化したHUWIZ SOLUTIONS INC.の業績寄与もありました。その結果、売上高は前連結会計年度に売却した子会社の影響を除くと大幅増収を達成いたしました。また、グローバル領域におけるさらなる成長に向け、タイにおける新拠点開設や米国企業との資本業務提携によるローカライズ対応言語強化、シンガポールの企業との戦略的業務提携によるポーティング機能拡充等、ソリューションの拡充及び地理的拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度のDHグループ事業は、国内デバッグ等の既存サービスが好調に推移した一方、前連結会計年度に売却した子会社の連結除外の影響が大きく、売上高は23,130,981千円（前期比3.2%減）となりました。一方、セグメント利益は収益性の高い国内デバッグが伸長した影響等により2,245,556千円（前期比15.7%増）と大幅な増益を実現いたしました。

(2) AGESTグループ事業

当セグメントでは、主に、エンタープライズシステムの不具合を検出するシステムテスト、受託開発、ERPの導入支援等を行うQAソリューションのほか、ソフトウェアやネットワークの監視・攻撃検知・対策を行うSOC（Security Operation Center）運営、システムの保守・運用支援等を行うITサービス及びその他のサービスを提供しております。

当連結会計年度のQAソリューションは、AIの普及拡大等を背景に受託開発をはじめとする案件受注が減少したものの、成長ドライバーと位置付けるシステムテストにおいては着実に新規案件を獲得したことで、QAソリューション全体として増収を達成いたしました。一方、ITサービス及びその他のサービスは、セキュリティ監視において、一部ベンダーのエンドポイントセキュリティ端末の商材値上げの影響を受けライセンス更新の売上が一時的に減少したこと等から、売上高が縮小いたしました。

当連結会計年度は、AIの普及拡大等を背景に大きく事業環境が変化しており、これらの変化に迅速に対応すべく、AI機能を標準搭載した独自のテストツール「TFACT（ティファクト）」及び今後需要拡大が見込まれる純国産のSBOM（Software Bill of Materials）管理ツールをローンチするなど、AI時代に即したQAモデルの確立やエンジニア数に依存しない新たな収益モデルの構築等に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度のAGESTグループ事業の売上高は、受託開発や収益性の高いセキュリティ監視の縮小の影響大きく、15,994,761千円（前期比1.0%減）、セグメント利益は380,609千円（前期比22.1%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は854百万円であり、その主な内訳は、デバッグ機材の購入や拠点の整備等によるものであります。

3. 資金調達の状況

当社グループの所要資金は自己資金及び借入金により調達しており、当連結会計年度においては、金融機関より572百万円の借入を実施いたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは、収益基盤の強化を図るとともにさらなる成長を実現するため、以下5点を主要な課題として認識し、その対応に取り組んでまいります。

(1) 人材の確保及び育成

当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには、優秀な人材の確保及び将来を担う人材の育成が経営上の重要な課題であると認識しております。

DHグループ事業の主力の国内デバッグにおいては、顧客企業の流動的な開発スケジュールに合わせて、高品質なサービスをスピーディかつ継続的に提供するため、多数の臨時従業員であるテスターを常時確保することが不可欠となっております。このため、株式会社デジタルハーツを中心に、テストセンターであるLab.（ラボ）を戦略的に展開することで、豊富なテスターの確保に努めております。

また、AGESTグループ事業の注力分野であるQAソリューションにおいては、マニュアルテストのほか、脆弱性診断やテスト自動化等、品質向上に関する専門的な技術の蓄積・向上が必要であり、エンジニア人材の確保や育成が不可欠となっております。このため株式会社AGESTを中心に、グローバルで活躍するソフトウェアテスト・エキスパートのノウハウ等を凝縮した独自の教育機関であるAGEST Academyを展開し、エンジニアにとって魅力的な環境の整備、及び新卒・中途採用の強化による人材基盤の構築に努めております。さらに、ビジネスパートナー等社外リソースも積極的に活用することで、急増する需要に対応できる体制を構築しております。

今後も、当社グループでは、多様な人材に合わせた働き方や教育体制等を整備することで、人材プールの拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) サービスの付加価値向上について

当社グループを取り巻くデジタル関連市場においては、DXの加速やAIの普及を背景に、新たなコンテンツ及びサービスの開発が活発化しているため、それらの市場環境の変化及び顧客ニーズの多様化に柔軟に対応することが経営上の重要な課題であると認識しております。

当社グループでは、祖業であるDHグループ事業で培ってきた競争優位性及び豊富な人的リソースや、AGESTグループ事業が保持する幅広いソフトウェア等のテストノウハウについて、各事業がそれぞれの専門性や強みを高めることで、顧客ニーズに応えてまいります。また、新サービスの開発やAI等の技術活用にも積極的に取り組むことで、付加価値の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

(3) サービスの海外展開について

当社グループは、海外へのサービス展開も持続的な成長を遂げていくためには取り組まねばならない経営上の重要な課題であると認識しております。

そのため、当社グループでは、米国、英国、中国、韓国、台湾及びベトナム等の海外子会社等を通じて、エンタープライズシステムのテストサービスやゲームのデバッグ及びローカライズサービス等の事業を展開しており、持続的な成長に向けた海外事業基盤の構築に努めております。

今後も、高い収益性と成長性が期待される市場に対してサービスを提供することを基本方針とし、事業運営をグローバルに展開してまいります。

(4) 事業領域の拡大及び新規事業の推進について

当社グループでは、DHグループ事業を収益の軸としつつも、多様な収益源による安定的な成長を遂げていくためには、既存の事業領域を拡大するとともに新規事業を開拓することが経営上の重要な課題であると認識しております。

そのため、M&A等を活用した多角的な事業規模の拡大や独自性を追求した新サービスの開発に積極的に取り組んでまいりました。今後も、新たな事業領域の開拓や新規事業の創出・拡張に注力するとともに、多様な収益源による安定的な事業ポートフォリオの形成を目指してまいります。

(5) 安定的な財務基盤の維持について

当社グループでは、強いキャッシュ創出力を有するDHグループ事業を中心に高い収益性を維持しており、安定的な配当等の株主還元を実施しつつ健全な財務体質を維持してまいりました。

しかしながら、世界経済が変化するなか、財務基盤の強化は従来以上に経営上の重要な課題になっていると認識しております。引き続きキャッシュ・マネジメントを強化するとともに、必要に応じて金融機関からの資金調達を含めた機動的な対応を実施するなど、今後とも安定的な財務基盤の確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第10期 2023年3月期 | 第11期 2024年3月期 | 第12期 2025年3月期 | 第13期 (当連結会計年度) 2026年3月期 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円) | 36,517,693 | 38,790,197 | 39,748,901 | 38,928,746 |
| 経常利益 (千円) | 3,152,548 | 2,059,115 | 2,278,445 | 2,582,767 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 799,550 | 176,927 | 629,464 | 1,181,667 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 36.50 | 7.94 | 28.25 | 53.00 |
| 総資産 (千円) | 19,581,635 | 21,103,096 | 19,949,490 | 21,531,848 |
| 純資産 (千円) | 9,474,520 | 8,852,361 | 9,260,695 | 9,961,567 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 395.65 | 377.80 | 401.76 | 431.86 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については小数点第3位を四捨五入して表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社及び関連会社の状況 (子会社)

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--|------------|--------------------|------------------------------------|
| 株式会社デジタルハーツ | 276百万円 | 100.0% | デバッグ、ゲームの翻訳・LQA等 |
| 株式会社AGEST | 10百万円 | 100.0% | システムテスト、セキュリティ、ERP導入支援、ソフトウェア開発支援等 |
| DIGITAL HEARTS USA Inc. | 1,464千米ドル | 100.0% | ローカライズ等 |
| DIGITAL HEARTS (Shanghai) Co., Ltd. | 6百万人民元 | 100.0% | デバッグ、ローカライズ等 |
| Aetas株式会社 | 89百万円 | 60.0% | ゲーム情報サイトの運営等 |
| 株式会社フレイムハーツ | 60百万円 | 100.0% | ゲームの受託開発及びグラフィック制作 |
| DIGITAL HEARTS Seoul Co., Ltd. | 50百万ウォン | 100.0% | ローカライズ、マーケティング等 |
| LOGIGEAR CORPORATION | 5,776千米ドル | 100.0% (100.0%) | システムテスト等 |
| AGEST Vietnam Co., Ltd. | 8,352百万ドン | 100.0% (100.0%) | システムテスト等 |
| Digital Hearts Linguitronics Taiwan Co., Ltd. | 5百万台湾ドル | 55.0% (55.0%) | ローカライズ等 |
| DIGITAL HEARTS CROSS Marketing and Solutions Limited | 13,490千米ドル | 100.0% | 中間持株会社 |
| DIGITAL HEARTS CROSS Shanghai Co., Ltd. | 25百万人民元 | 100.0% (100.0%) | マーケティング支援等 |

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------------------|----------|--------------------|-------------------------------|
| 株式会社デジタルハーツクロスTokyo | 25百万円 | 100.0% (100.0%) | マーケティング支援等 |
| DEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITED | 468英ポンド | 100.0% (100.0%) | Oracle 製品の導入支援、保守・運用支援等 |
| DWS North America, Inc. | 1 千米ドル | 100.0% (100.0%) | Oracle 製品の導入支援、保守・運用支援等 |
| 株式会社GPC | 30百万円 | 100.0% (100.0%) | SAP/ERP 導入支援、オープン系システム開発、受託開発 |
| HUWIZ SOLUTIONS INC. | 264カナダドル | 100.0% | ゲームソフト向けデバッグ・QA等 |
| DIGITAL HEARTS Bangkok Co., Ltd. | 2百万バーツ | 49.0% | タイ語のローカライズサービス等 |

- (注) 1. 「当社の出資比率」欄の () 内は、間接所有割合 (内数) であります。
2. 2025年11月20日付けでHUWIZ SOLUTIONS INC.の全株式を取得し、完全子会社といたしました。
3. 2025年10月17日付でDIGITAL HEARTS Bangkok Co., Ltd.を設立し、連結子会社といたしました。なお、持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としております。

(関連会社)

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|----------|-------------|-------------------|
| JetSynthesys Digital Services Private Limited | 400千印ルピー | 50.0% | インド及び海外顧客向けデバッグ事業 |

7. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

| 事業 | 主要サービス |
|-------------|---|
| DHグループ事業 | コンソールゲーム、モバイルゲーム等のエンターテインメント向けコンテンツを対象に以下のサービスを提供 |
| 国内デバッグ | 主に、国内のコンソールゲーム、モバイルゲーム等を対象に、ソフトウェアの不具合をユーザー目線で検出し顧客企業に報告するサービス |
| グローバル及びその他 | ゲームタイトルを海外展開する際に必要な翻訳・LQAや英語デバッグ、マーケティング支援等を行うグローバルサービスのほか、ゲームの受託開発・2D/3Dグラフィック制作を行うクリエイティブサービス、総合ゲーム情報サイト「4Gamer.net」の運営等を行うメディアサービス |
| AGESTグループ事業 | エンタープライズシステムを対象に以下のサービスを提供 |
| QAソリューション | エンタープライズシステムの不具合を検出するシステムテスト、セキュリティテスト、ERPの導入支援、ソフトウェア開発支援等のサービス |
| ITサービス及びその他 | セキュリティ監視、保守・運用支援等のサービス |

8. 主要な事業所等（2026年3月31日現在）

(1) 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|--------|
| 本社 | 東京都新宿区 |

(2) 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|--|-----------|
| 株式会社デジタルハーツ | 東京都新宿区 |
| 株式会社AGEST | 東京都文京区 |
| DIGITAL HEARTS USA Inc. | 米国 |
| DIGITAL HEARTS (Shanghai) Co., Ltd. | 中国 |
| Aetas株式会社 | 東京都中央区 |
| 株式会社フレームハーツ | 東京都港区 |
| DIGITAL HEARTS Seoul Co., Ltd. | 韓国 |
| LOGIGEAR CORPORATION | 米国 |
| AGEST Vietnam Co., Ltd. | ベトナム |
| Digital Hearts Linguitronics Taiwan Co., Ltd. | 台湾 |
| DIGITAL HEARTS CROSS Marketing and Solutions Limited | 英国領バージン諸島 |
| DIGITAL HEARTS CROSS Shanghai Co., Ltd. | 中国 |
| 株式会社デジタルハーツクロスTokyo | 東京都新宿区 |
| DEVELOPING WORLD SYSTEMS LIMITED | 英国 |
| DWS North America, Inc. | 米国 |
| 株式会社GPC | 大阪府大阪市 |
| HUWIZ SOLUTIONS INC. | カナダ |
| DIGITAL HEARTS Bangkok Co., Ltd. | タイ |

9. 従業員の状況（2026年3月31日現在）

| セグメントの名称 | 従業員数（名） | | 前連結会計年度末比増減（名） | |
|-------------|---------|---------|----------------|-------|
| DHグループ事業 | 927 | [3,536] | 365 | [223] |
| AGESTグループ事業 | 1,205 | [160] | 8 | [40] |
| 合計 | 2,132 | [3,696] | 373 | [263] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔 〕内には、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には常用のアルバイト及び派遣社員を含んでおります。
4. 当連結会計年度において従業員数が373名増加しておりますが、主としてHUWIZ SOLUTIONS INC.の連結子会社化によるものであります。

10. 主要な借入先（2026年3月31日現在）

| 借入先 | 借入金残高 |
|-------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,100,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,272,900千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 1,100,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200,000千円 |

II. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 76,800,000株
2. 発行済株式の総数 23,890,800株 (自己株式1,591,996株を含みます。)
3. 株主数 8,963名
4. 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|--|-----------|----------|
| 宮澤 栄一 | 9,425,633 | 42.27 |
| 光通信KK投資事業有限責任組合 | 1,337,100 | 6.00 |
| A-1合同会社 | 1,324,900 | 5.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,044,600 | 4.68 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,032,000 | 4.63 |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 327,548 | 1.47 |
| 藪 太一 | 200,000 | 0.90 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 176,389 | 0.79 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT | 167,913 | 0.75 |
| 小澤 裕紀 | 159,600 | 0.72 |

(注) 当社は、自己株式1,591,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株 式 数 | 交付対象者数 |
|----------------|---------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 6,388 株 | 2 名 |

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-----------|---|
| 代表取締役社長 | 筑 紫 敏 矢 | CEO 株式会社デジタルハーツ代表取締役社長 株式会社フレームハーツ代表取締役社長 |
| 代表取締役会長 | 宮 澤 栄 一 | |
| 取締役 | 柳 谷 孝 孝 | 学校法人明治大学理事長 学校法人中野学園理事長 |
| 取締役 | 牟 禮 恵 美 子 | 牟禮公認会計士事務所所長 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 株式会社あらた社外取締役（監査等委員） |
| 取締役 | 近 澤 諒 | 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士 |
| 常勤監査役 | 伊 達 将 英 | |
| 監査役 | 風 間 啓 哉 | 風間会計事務所代表 |
| 監査役 | 岡 野 陽 子 | 五木田・三浦法律事務所弁護士 |
| 監査役 | 赤 津 恵 美 子 | 株式会社フューチャー・ミー代表取締役社長 株式会社エイジス社外取締役 |

- (注) 1. 取締役柳谷孝氏、牟禮恵美子氏及び近澤諒氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、柳谷孝氏及び牟禮恵美子氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。近澤諒氏は、同氏が所属する法律事務所の内規に基づき同取引所には届け出ておりません。
2. 監査役岡野陽子氏及び赤津恵美子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役伊達将英氏は、株式会社デジタルハーツでの経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役風間啓哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、当社及び当社グループ会社における財務経理部門の責任者を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役岡野陽子氏は、弁護士としての長年の経験があり、豊富な経験と専門知識を有しております。
6. 監査役赤津恵美子氏は、日系・外資系企業において人材・組織開発の責任者及び人材戦略コンサルタントとして長年の経験があり、専門的な知識・知見を有しております。
7. 二川敏文氏は、2025年6月26日付で当社社外監査役を任期満了により退任しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員及び当社子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当社は、委員の過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会の答申を最大限に尊重した上で、取締役会決議により、2021年2月19日付で、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決定しております。その内容は次のとおりです。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、委員の過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会の答申内容を最大限尊重して取締役会が決定していることから、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与及び株式報酬により構成し、指名報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会において決定する。監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等（以下「役位等」という。）に応じ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬である賞与を支給することとし、各事業年度の連結営業利益等の財務KPIに対する達成度合い及びESGに関連する非財務KPIに対する達成度合いに応じて算出された額を、各事業年度の業績確定後、一定の時期に支給する。目標となるKPIとその値は、年度計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。
- ④ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブ及び株主との価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、役位等を総合的に勘案して決定した付与株式数を、毎年一定の時期に支給する。なお、当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。
- ⑤ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等・株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行う。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、委員の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会の答申の内容を踏まえ、取締役会において、かかる答申を最大限尊重し、取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額、並びに株式報酬の割当株式数を決議するものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

| | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員員の員数 |
|------------------|-------------------------|------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 83,219千円 (19,800千円) | 55,800千円 (19,800千円) | 21,421千円 (—) | 5,998千円 (—) | 5名 (3名) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 19,312千円 (7,245千円) | 19,312千円 (7,245千円) | — (—) | — (—) | 5名 (3名) |
| 合計 (うち社外役員) | 102,531千円 (27,045千円) | 75,112千円 (27,045千円) | 21,421千円 (—) | 5,998千円 (—) | 10名 (6名) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬等として賞与を支給しており、上記には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額を記載しております。当社の業績連動報酬等の額の算定方法は、「(1) ③業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。業績連動報酬等の額の算定の基礎となる業績指標として、年度計画と整合するよう以下の内容を設定しており、当事業年度の業績指標に関する実績は、以下のとおりであります。

| KPI | | 目標値 | | 実績値 | 評価ウェイト |
|------------|---|-------------------------------|--------|--------|--------|
| 財務 KPI | 営業利益 | 連結 | 26.4億円 | 26.2億円 | 80% |
| | | DHグループ事業 | 20.1億円 | 22.4億円 | |
| | | AGESTグループ事業 | 6.3億円 | 3.8億円 | |
| | ROIC | 15.0% | | 16.7% | |
| 非財務 KPI | 人的資本経営に関する3つのテーマ（ダイバーシティ推進、エンゲージメント強化、職場環境改善）に沿った各種指標 | 指標ごとに目標値を設定し個別評価したうえで、総合評価を行う | | — | 20% |

3. 非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式を譲渡制限付株式報酬として付与することとしたものであり、業績、役位等を総合的に勘案して決定した付与株式数を毎年一定の時期に支給するものです。また、当事業年度における支給状況は「Ⅱ. 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第3回定時株主総会において報酬の総額を年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
- また、金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2021年6月24日開催の第8回定時株主総会において年額2億6,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は、3名です。
- 監査役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第3回定時株主総会において報酬の総額を年額2,400万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役柳谷孝氏は、学校法人明治大学の理事長及び学校法人中野学園の理事長を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役牟禮恵美子氏は、牟禮公認会計士事務所所長、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の教授及び株式会社あらた社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役近澤諒氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士を兼務しており、当社は、兼職先との間で法律顧問契約を締結しておりますが、その報酬金額は兼職先の売上高及び当社連結売上高の各1%未満であります。

監査役岡野陽子氏は、五木田・三浦法律事務所の弁護士を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役赤津恵美子氏は、株式会社フューチャー・ミーの代表取締役社長及び株式会社エイジスの社外取締役を兼務しておりますが、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主 な 活 動 状 況 及 び 社外取締役に関して期待される役割について行った職務の概要 |
|-------|-----------|---|
| 社外取締役 | 柳 谷 孝 | 当事業年度に開催された取締役会に16回中16回出席いたしました。 主に、会社経営者としての豊富な経験に基づく知見等をもとに、取締役会では当該観点から積極的に意見を述べており、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に6回中6回出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 牟 禮 恵 美 子 | 当事業年度に開催された取締役会に16回中16回出席いたしました。 主に、大学教員及び公認会計士としての専門的知見等をもとに、取締役会では当該観点から積極的に意見を述べており、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に6回中6回出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外取締役 | 近 澤 諒 | 当事業年度に開催された取締役会に16回中16回出席いたしました。 主に、弁護士としての専門的知見等をもとに、取締役会では当該観点から積極的に意見を述べており、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に6回中6回出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |
| 社外監査役 | 岡 野 陽 子 | 当事業年度に開催された取締役会に16回中16回、監査役会に12回中12回出席いたしました。 主に、弁護士としての専門的知見等をもとに、取締役会では当該観点から議案審議につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、コンプライアンスについて適時、必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 赤 津 恵 美 子 | 2025年6月26日の就任後に開催された取締役会に13回中13回、監査役会に10回中9回出席いたしました。 主に、人材・組織開発及び人材戦略に関する専門的知見等に基づき、取締役会では当該観点から議案審議につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、適時、必要な発言を行っております。 |

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区分 | 支払額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 38,500 千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 79,294 千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の会計監査人に対する監査報酬の決定方針について、特に定めはありませんが、監査日数及び業務の内容等を総合的に勘案し決定しております。
4. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 現に受けている業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

7. 過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

8. 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及びグループ会社は、「グループコンプライアンスガイドライン」に基づき、当社及びグループ会社の取締役、使用人の職務の執行が、法令、定款はもとより社会規範、企業倫理、社内規程に適合することを確保し、適正かつ健全に遂行されるための体制を構築するものとする。
 - ② 当社は、グループ全体で遵守意識の醸成を図るべく、当社グループの役職員を対象に、コンプライアンス研修を実施する。
 - ③ 当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、法律に則して断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないものとする。
 - ④ 当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用するものとする。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に従い、適切に保存、管理するものとする。
 - ② 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合には、すみやかに閲覧に供することとする。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、グループの経営に損失を及ぼすおそれのあるリスクについては、「グループリスクマネジメント規程」に基づき対応を図るとともに、特に重大なリスクについては、取締役会、リスクマネジメント委員会等において対処方針を検討し、的確に把握し、管理するものとする。
 - ② 当社は、重大なリスクが顕在化した場合には、当社の社長または当社の社長が指名する者を責任者とする緊急対策チームを設置し、適時、適切に対応策を講じるものとする。
 - ③ グループ会社は、各社のリスク管理体制及び危機管理体制を適切に整備するものとする。

- (4) 当社の取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、グループ全体にかかる経営戦略やグループ経営の根幹となる基本方針等を策定し、グループ会社の取締役会等を通じて、グループ会社への指導及びグループ全体での進捗状況の定期的な確認を行い、グループ会社は、当該戦略及び基本方針等に基づき、事業計画の立案、実施を行うものとする。
 - ② 当社は、グループにおける指揮命令系統、権限及びその他の組織に関する基準を定め、グループ会社は、これに準拠した規程や体制の整備を行うものとする。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令等に基づきグループ会社の状況に応じて適切な管理、指導を行うとともに、グループ会社における重要事項の決定を当社取締役会の付議及び承認事項とする。
 - ② 当社は、グループ会社の取締役等を通じて、グループ全体における意思統一及びグループ会社に対する指示・監督を行うものとする。
 - ③ 当社は、グループ会社に役員を派遣し、監視・監督を行うとともに、当社の内部監査部門は、監査役と連携を図りながら、当社及びグループ会社に対する法令、社内規程等への適合性の観点から、当社及びグループ会社の監査を実施する等、監査体制の強化を図るものとする。
 - ④ 当社は、内部監査部門及び監査役を窓口として、当社グループの役職員が、当社及びグループ会社のコンプライアンスについて、直接通報できるグループ内部通報制度を構築するものとする。
 - ⑤ グループ会社は、当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、重要な情報は当社の社長を通じ、その他営業及び事業の進捗状況、月次決算書、その他グループ会社の業務全般に関する事項については、定期的に当社の管理部門を通じて、当社に報告を行うものとする。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、当社の監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、専任または兼任による使用人を置くものとする。

- ② 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、指揮命令権は当社の監査役に属するものとし、異動、人事考課、懲戒等の人事事項については、当社の監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- (7) 当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
- ② 当社及びグループ会社の取締役、使用人は、当社の監査役に対し、法定の事項はもとより、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、グループ内部通報制度による通報状況等を報告するものとする。
- (8) 当社の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役、使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとし、当社及びグループ会社の取締役、使用人に周知徹底するものとする。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、すみやかに当該請求に係る費用等を処理するものとする。
- ② 当社の取締役は、当社の監査役の職務の執行に要する費用等については、監査の実効性を担保するべく予算確保の措置をとるものとする。
- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、当社及びグループ会社の取締役、重要な使用人等から必要に応じて意見聴取を行うものとする。
- ② 当社の監査役は、当社及びグループ会社の取締役と定期的な会合を行うものとする。
- ③ 当社の監査役は、当社及びグループ会社の重要会議に出席し、重要事項の審議、報告状況を確認しうるものとする。
- ④ 当社の監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換、意見交換を行い、相互に連携して監査を実施するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の内部統制システムの、当社第13期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における主な運用状況は以下のとおりとなります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

当社のコンプライアンスに対する取り組みは、「グループコンプライアンスガイドライン」に基づき、当社及びグループ会社にてコンプライアンス委員会やその他会議等を通じて、コンプライアンスに係る情報共有の他、研修を通じ、当社及びグループ会社の取締役のコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社はグループ内部通報制度により、グループ全体を対象とした通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) 損失の危険及びリスクの管理に対する取り組み

当社グループ全体のリスク管理に対する取り組みについては、当社及びグループ会社にてリスクマネジメント委員会やその他会議等を通じて、リスクの把握、評価等、管理を行っております。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当社第13期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）においては、取締役会が16回開催され、取締役の職務執行状況の確認、各グループ会社の業務状況の確認、当社及びグループ会社の業績の分析等を審議し、当社及びグループ会社の取締役の職務執行の状況等についての監督を行っております。また、当社の定める「関係会社管理規程」及び各グループ会社の定める権限規程等に基づき、グループ会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社からの派遣役員が適切に関与するとともに、当社取締役会においても付議及び承認を行っております。

(4) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき、当社取締役会、委員会、各子会社の主要会議等に出席し、重要事項の審議、報告状況を確認し、監査役会にて情報共有しております。また、内部監査部門と連携した業務監査や、役職員との面談等を通じ、幅広くリスクの把握に努めるとともに、会計監査人と定期的な打合せを行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つとして位置付け、事業成長投資と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、累進配当をベースとする継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針とし、機動的な実行を可能とするため、いずれも取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

この基本方針に基づき、当期の1株当たり年間配当金は、前期に比べ2円00銭増配の25円00銭（中間配当金11円50銭、期末配当金13円50銭）といたしました。また、次期の剰余金の配当につきましては、1株当たりの年間配当金25円00銭（中間配当金12円50銭、期末配当金12円50銭）を予定しております。

なお、配当後の内部留保資金につきましては、既存事業のさらなる充実、新規事業への投資資金として有効活用し、持続的な業績の向上、株主資本利益率の維持・向上に努め、企業価値のさらなる増大を図ってまいります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円50銭 総額301,033千円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月10日

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 14,031,100 | 流 動 負 債 | 11,187,790 |
| 現金及び預金 | 7,132,151 | 短期借入金 | 5,672,900 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 5,418,201 | 未払金 | 1,929,558 |
| 棚卸資産 | 69,461 | 未払費用 | 1,447,086 |
| 未収還付法人税等 | 447,358 | 未払法人税等 | 484,102 |
| その他 | 1,045,233 | 未払消費税等 | 555,261 |
| 貸倒引当金 | △81,305 | 賞与引当金 | 227,625 |
| 固 定 資 産 | 7,500,747 | 役員賞与引当金 | 30,929 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,620,049 | その他 | 840,327 |
| 建物 | 699,785 | 固 定 負 債 | 382,490 |
| 車両運搬具 | 0 | 繰延税金負債 | 169,491 |
| 工具、器具及び備品 | 805,824 | 退職給付に係る負債 | 18,570 |
| 土地 | 17,568 | 資産除去債務 | 109,756 |
| リース資産 | 96,872 | その他 | 84,671 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,770,770 | 負 債 合 計 | 11,570,281 |
| のれん | 1,790,588 | (純 資 産 の 部) | |
| その他 | 980,182 | 株 主 資 本 | 8,517,429 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,109,927 | 資本金 | 300,686 |
| 投資有価証券 | 1,341,538 | 資本剰余金 | 63,686 |
| 繰延税金資産 | 386,263 | 利益剰余金 | 9,945,478 |
| 敷金及び保証金 | 876,491 | 自己株式 | △1,792,421 |
| その他 | 512,312 | その他の包括利益累計額 | 1,112,583 |
| 貸倒引当金 | △6,678 | その他有価証券評価差額金 | △27,526 |
| 資 産 合 計 | 21,531,848 | 為替換算調整勘定 | 1,140,109 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 331,554 |
| | | 純 資 産 合 計 | 9,961,567 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 21,531,848 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------|----------|------------|
| 売上 | | 38,928,746 |
| 売上 | | 28,927,860 |
| 販売費及び一般管理費 | | 10,000,886 |
| 営業外収益 | | 7,374,720 |
| 営業外収益 | | 2,626,166 |
| 受助金 | 36,324 | |
| 成金の | 63,284 | |
| の | 22,978 | 122,587 |
| 費用 | | |
| 利 | 49,971 | |
| 投資 | 83,738 | |
| 損 | 10,249 | |
| 差 | 22,026 | 165,986 |
| の | | |
| 利 | | 2,582,767 |
| 損失 | | |
| 除却 | 2,392 | |
| 損失 | 238,030 | |
| 損 | 344,719 | |
| 金 | 140,874 | 726,016 |
| 等 | | 1,856,750 |
| 調整 | | |
| 前 | 789,064 | |
| 当期 | △145,200 | 643,864 |
| 純 | | 1,212,886 |
| 利益 | | 31,218 |
| 税 | | 1,181,667 |
| 法人 | | |
| 税 | | |
| 及 | | |
| 事 | | |
| 業 | | |
| 税 | | |
| 額 | | |
| 当 | | |
| 期 | | |
| 純 | | |
| 利 | | |
| 益 | | |
| 非 | | |
| 支 | | |
| 配 | | |
| 株 | | |
| 主 | | |
| に | | |
| 帰 | | |
| 属 | | |
| す | | |
| る | | |
| 当 | | |
| 期 | | |
| 純 | | |
| 利 | | |
| 益 | | |
| 親 | | |
| 会 | | |
| 社 | | |
| 株 | | |
| 主 | | |
| に | | |
| 帰 | | |
| 属 | | |
| す | | |
| る | | |
| 当 | | |
| 期 | | |
| 純 | | |
| 利 | | |
| 益 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 957,342 | 流動負債 | 6,831,612 |
| 現金及び預金 | 325,896 | 短期借入金 | 6,659,730 |
| 前払費用 | 57,042 | 未払金 | 74,766 |
| 未収入金 | 143,691 | 未払費用 | 19,546 |
| 関係会社短期貸付金 | 360,000 | 未払法人税等 | 4,788 |
| 未収還付法人税等 | 4,713 | 預り金 | 10,020 |
| その他 | 65,998 | 賞与引当金 | 8,987 |
| 固定資産 | 9,239,019 | 役員賞与引当金 | 21,421 |
| 有形固定資産 | 97,678 | 未払配当金 | 2,533 |
| 建物 | 69,459 | その他 | 29,819 |
| 工具、器具及び備品 | 28,218 | 負債合計 | 6,831,612 |
| 無形固定資産 | 81,864 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 64,089 | 株主資本 | 3,392,275 |
| 商標権 | 13,042 | 資本金 | 300,686 |
| その他 | 4,732 | 資本剰余金 | 3,034,908 |
| 投資その他の資産 | 9,059,477 | 資本準備金 | 300,686 |
| 投資有価証券 | 528,175 | その他資本剰余金 | 2,734,221 |
| 関係会社株式 | 7,927,733 | 利益剰余金 | 1,849,102 |
| 関係会社出資金 | 4,636 | その他利益剰余金 | 1,849,102 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,770,000 | 繰越利益剰余金 | 1,849,102 |
| 繰延税金資産 | 99,896 | 自己株式 | △1,792,421 |
| その他 | 102,798 | 評価・換算差額等 | △27,526 |
| 貸倒引当金 | △1,373,763 | その他有価証券評価差額金 | △27,526 |
| 資産合計 | 10,196,362 | 純資産合計 | 3,364,749 |
| | | 負債・純資産合計 | 10,196,362 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|-----------|-----------|
| 営業収益 | 1,545,692 | |
| 経営指導料 | 10,657 | |
| 営業指受託料 | 20,920 | 1,577,270 |
| 関係会社受取配当金 | | 1,505,868 |
| 営業費用 | | 71,402 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 23,761 | |
| 貸倒引当金戻入 | 72,265 | |
| その他 | 4,103 | 100,129 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 43,019 | |
| 為替差損 | 179 | |
| 有限責任事業組合運用 | 13,280 | |
| その他 | 3,457 | 59,937 |
| 経常利益 | | 111,594 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 342,815 | |
| 関係会社株式評価損 | 172,812 | 515,628 |
| 税引前当期純損失 | | △404,033 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 43,473 | |
| 法人税等調整額 | △96,403 | △52,930 |
| 当期純損失 | | △351,103 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社デジタルハーツホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 中 村 憲 一 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 小 野 潤 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デジタルハーツホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルハーツホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社デジタルハーツホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 中 村 憲 一 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 小 野 潤 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デジタルハーツホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社デジタルハーツホールディングス 監査役会

| | |
|------------|---------|
| 常勤監査役 | 伊達将英 ㊟ |
| 監査役 | 風間啓哉 ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 岡野陽子 ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 赤津恵美子 ㊟ |

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル7階 会議室1b
TEL 03-5333-1231

(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)

- ・株主総会当日のお土産はございませんので、ご了承ください。
- ・本株主総会での議決権行使は書面又はインターネットによる方法により事前に行うことが可能ですので、ぜひご利用ください。



●交通のご案内

京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩3分